

平成 30 年 10 月 30 日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社  
(管理会社コード 13444)  
代表者名 取締役社長 松田 通  
問合せ先 コールセンター (TEL. 0120-548066)

## 「国際のETF VIX中期先物指数」の信託終了（繰上償還） および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ

当社は、「国際のETF VIX中期先物指数」（証券コード：1561）（以下「本ETF」といいます。）につきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、平成30年11月14日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めましたので、ここにお知らせいたします。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、平成31年1月16日に当局への届出を行い、平成31年2月12日付で約款変更を実施し、平成31年2月14日を信託終了日として繰上償還する予定です。

### 記

#### 1. 対象ファンド

国際のETF VIX中期先物指数

#### 2. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	平成30年11月14日（水）
書面決議に関する書類発送日	平成30年12月17日（月）
議決権行使書面による議決権行使期限	平成31年1月7日（月）
書面決議日	平成31年1月9日（水）
買取請求開始日（予定）	平成31年1月10日（木）
買取請求終了日（予定）	平成31年1月29日（火）
約款変更実施日（予定）	平成31年2月12日（火）
信託終了日（予定）	平成31年2月14日（木）
償還金支払い開始日（予定）	平成31年3月25日（月）

#### 3. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	平成30年10月30日（火）
「整理銘柄」への指定	平成31年1月9日（水）
東京証券取引所における最終売買日	平成31年2月8日（金）
上場廃止日	平成31年2月10日（日）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

#### 4. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

##### <内容>

- ・本ETFの信託期限を無期限から平成31年2月14日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

##### <理由>

本ETFは平成23年11月29日に純資産3億79百万円で設定され、平成23年12月1日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、指数連動有価証券への投資を通じて、基準価額の変動率を対象インデックス(円換算したS&P 500 VIX 中期先物指数)の変動率に一致させることを目指して運用を行って参りました。

今般、制度改正により、本ETFは平成31年11月末までに金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に規定される信用リスクの分散に対応する必要が生じております。当該規制への対応を検討いたしましたが、現状の純資産総額の状況(平成30年9月末時点 約1億77百万円)では、信用リスクの分散のための対応を行った場合、対象インデックスへの十分な連動性が得られないため、適切な商品性の維持が難しいという判断に至ったことから、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

#### 5. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、平成30年12月17日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内(平成30年12月18日から平成31年1月7日)に賛成の意思表示をされた受益者(法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。)が保有する平成30年11月14日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

#### 6. 書面決議に反対された受益者の買取請求

上記の繰上償還および付随する約款変更反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、平成31年1月10日から平成31年1月29日までの間に、本ETFの受託会社に対して、平成30年11月14日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

#### 7. 取得申込および一部解約の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は平成31年1月10日以降、一部解約は平成31年2月7日以降、受け付けないこととします。

別紙

国際の E T F V I X 中期先物指数  
投資信託約款変更案の新旧対照表

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(信託期間) 第 5 条 この信託の<u>期間は、信託契約締結日から平成 31 年 2 月 14 日までとします。</u></p>	<p>(信託期間) 第 5 条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。ただし、第 43 条第 1 項および同条第 2 項、第 45 条第 1 項、第 46 条第 1 項および第 48 条第 2 項の規定により信託を終了させることがあります。</u></p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 37 条 (略) ② (略) ③ <u>償還は、信託終了日現在において第 17 条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> ④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権 1 口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。</u> ⑤ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後 40 日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u> ⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</u> ⑦ <u>一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額</u></p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 37 条 (略) ② (略) ③ <u>償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 40 日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日の 3 営業日前の時点において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者を信託終了日現在の受益者として、当該受益者に対して、受託者または受益権上場取引所の会員等から支払います。</u>  <u>&lt;追加&gt;</u>  <u>&lt;追加&gt;</u>  ④ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第 17 条第 3 項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託したものにこれを委託することができます。</u> ⑤ <u>一部解約金（第 41 条第 5 項の一部解約の価額</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑧ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p>	<p>に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 41 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑥ 前項に規定する一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第 37 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 7 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ （略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第 38 条 受託者は、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する支払開始日から 5 年経過した後に未払残高があるとき、および償還金については第 37 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。</p> <p>② 受託者は、一部解約金については第 37 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。</p> <p>③ （略）</p>
<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第 39 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 37 条第 5 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>（収益分配金および償還金の時効）</p> <p>第 39 条 受益者が、収益分配金については第 37 条第 2 項に規定する委託者の指定する日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金については第 37 条第 3 項に規定する委託者の指定する日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>

以上